

随意契約に付し、比較見積を省略する理由

日本万国博覧会記念公園 駐車場管理システム改修工事

平成17年から設置・利用している駐車場管理システムの自動料金精算機13台については、令和6年7月より流通予定の新紙幣（千円紙幣・五千円紙幣・一万円紙幣）に対応させる必要がある。

自動料金精算機が設置されている駐車場は、西駐車場、日本庭園前駐車場、東駐車場、南駐車場、中央駐車場の5カ所で、駐車場管理システムは、車両の入出口ゲート機器、駐車券発行機、割引認証機、発行される駐車券、割引サービス券等で構成されており、既設の駐車場管理システム構成を継続したままで、自動料金精算機を新紙幣対応へ整備するのが合理的である。

現在の駐車場管理システム及び自動料金精算機は全てアマノ株式会社製品で、自動料金精算機を新紙幣対応へ整備するにあたり、アマノ株式会社独自製品の紙幣対応読取ユニット装置の組み込み作業及びそれに伴う機器の設定作業が必要であり、本駐車場管理システムの設計・製作・修繕及び部品供給体制が確立し、本システムを熟知した専門技術者を有することが必要であることから、アマノ株式会社でしか履行出来ない。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によりアマノ株式会社と随意契約を締結し、大阪府財務規則第62条ただし書き及び大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の特定の者でなければ履行できないものに該当することから、比較見積を省略するものである。